

春日井市雇用対策協定運営協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、春日井市雇用対策協定（令和4年2月7日締結。以下「協定」という。）に基づき、春日井市における地域雇用環境の課題を解決するため、春日井市雇用対策協定運営協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その運営等に必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 協定に基づく事業計画の策定及び見直し
- (2) 協定に基づく事業計画に係る進捗管理及び実績評価
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項

(委員)

第3条 委員は、次に掲げるものとする。

- (1) 産業部長
- (2) 市民生活部多様性社会推進課長
- (3) いきがい創生部いきがい推進課長
- (4) 健康福祉部障がい福祉課長
- (5) 健康福祉部生活支援課長
- (6) こども未来部子育て推進課長
- (7) 産業部経済振興課長
- (8) 愛知労働局職業安定部職業安定課長
- (9) 愛知労働局雇用環境・均等部指導課長
- (10) 春日井公共職業安定所長

(会長)

第4条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、産業部長をもってこれに充てる。

- 3 会長は、議事を統括する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、毎年度1回以上開催することとし、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、委員がその会議に出席できないときは、当該委員があらかじめ指名した者が代理として出席することができるものとする。
- 3 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 協議会は、必要があると認められるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、産業部経済振興課及び春日井公共職業安定所において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年2月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。